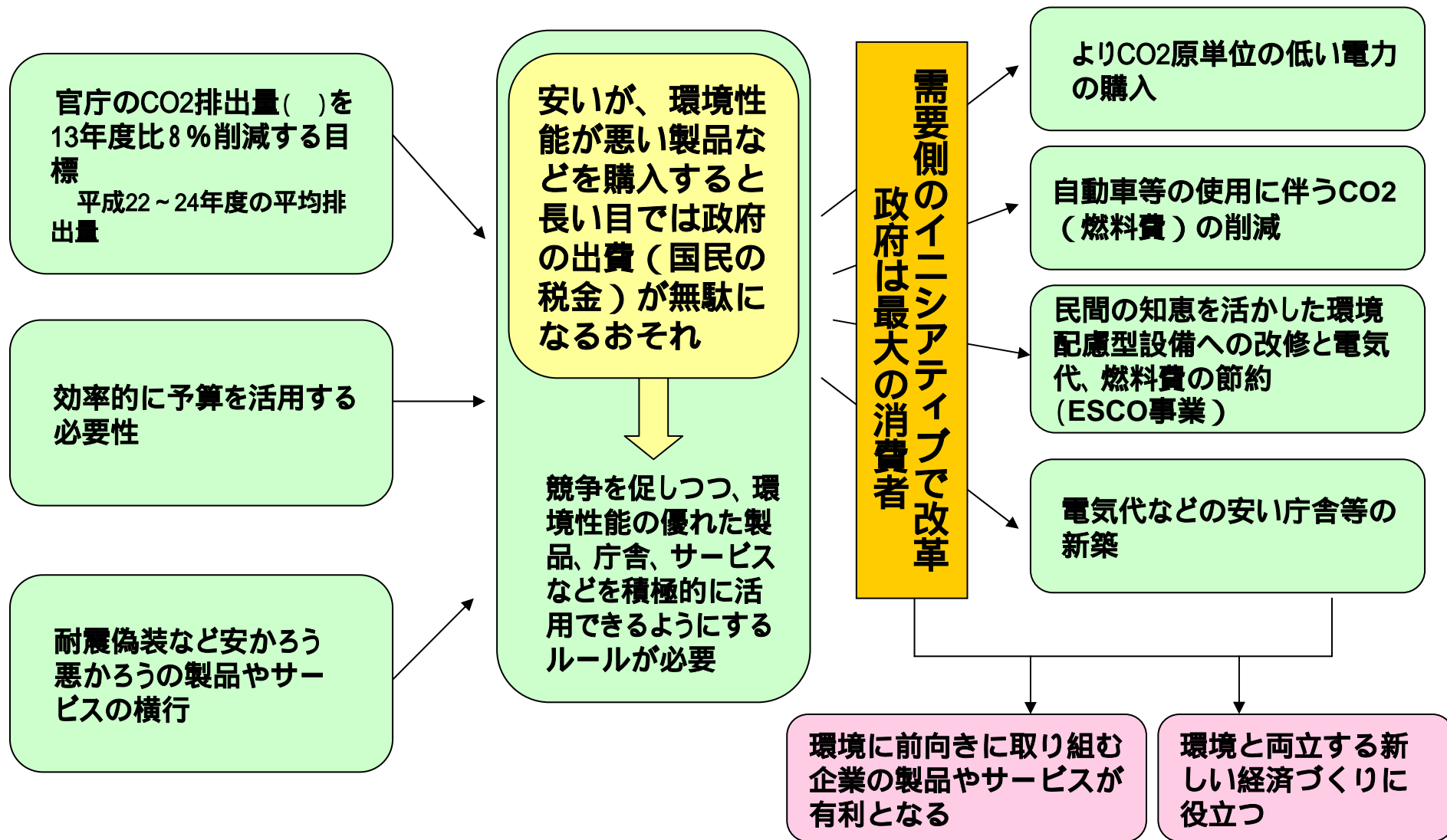


環境配慮契約法の概要

環 境 省

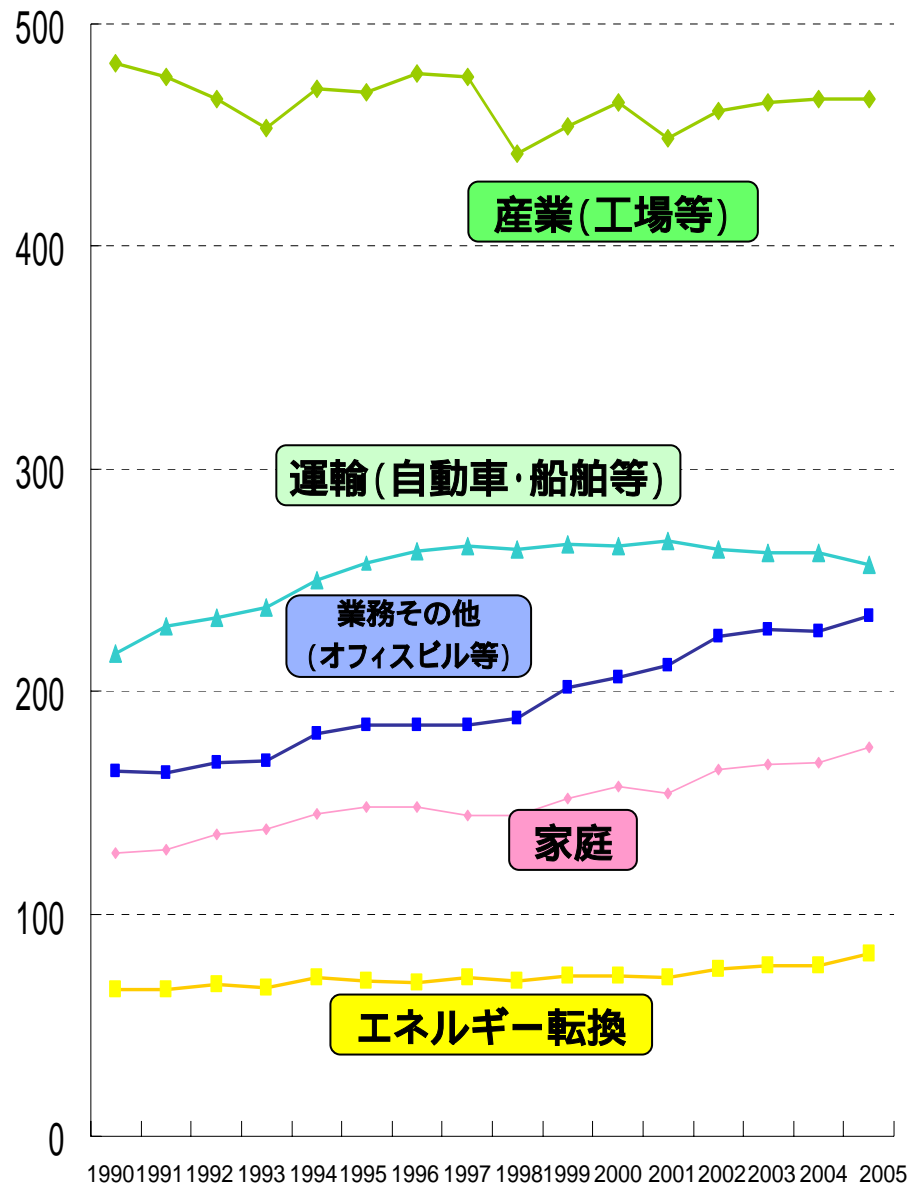
環境配慮契約法が必要となる背景



環境配慮契約法は、競争を促す中で、政府が支払う環境対策費用を総体として軽減することに結びつくような契約の締結手法を定めるもの。

部門別エネルギー起源CO₂の排出状況と2010年目標

単位:百万トンCO₂



単位:百万トンCO₂

(注) %の数字は、基準年比削減(増減)率

1990年度	増減率	2005年度	目標までの削減率	2010年度目安() としての目標
482	- 5.5%	456	- 4.3%	435
217	+ 18.1%	257	- 3.1%	250
164	+ 44.6%	238	- 44.2 %	165
127	+ 36.7%	174	- 29.2%	137
68	+ 15.7%	78.5	- 14.0%	69

() 温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、京都議定書目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量に変化しているため、今後、精査、見直しが必要。

政府の二酸化炭素排出量の算定

地球温暖化防止のための政府実行計画では、購入した電気の発電過程で生じたCO₂と、自らが燃やした燃料からのCO₂とを合算して、自らの排出量を算定している。

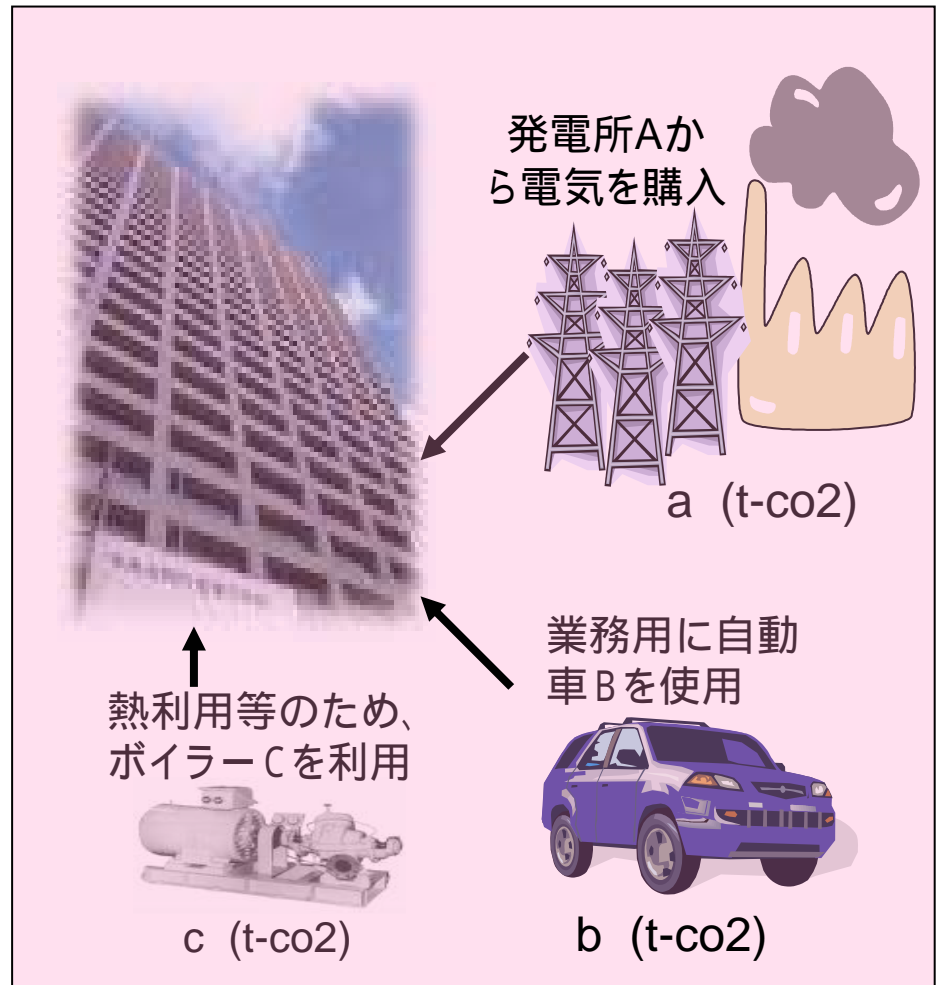
(CO₂排出量)

$$a + b + c \quad (\text{t-co}_2)$$

需要家としてCO₂を減らすためには、灯油やガスの消費を減らすこと、電気の使用を減らすこと、CO₂排出係数の低い電力を購入すること、の3つの方法がある。これらを総合的に進めることが重要。

政府の場合、平成13年度比8%の削減を平成22～24年度の平均排出量で達成するとの目標を閣議決定。平成17年度は、1.2%の削減にとどまる。電気の使用に伴うCO₂の増加は4.7%分に相当。

仮に、電気に伴うCO₂を減少させない場合は、他の燃料使用を減らすための投資を行うことになる。



環境配慮契約法の構造

目的

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

もって、環境への負荷が少ない社会の構築

国及び独立行政法人等

責務

エネルギーの合理的かつ適切な使用等（需要面）
環境配慮契約の推進（供給面）

「基本方針」の策定

環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表

環境大臣が各大臣等に必要な要請

基本方針

電力購入における二酸化炭素排出量の考慮

自動車など耐久財の購入におけるランニングコストの考慮

ESCO事業による設備等の改修
(注)中長期的な観点からの契約が締結できる旨を法律に規定

庁舎や設備設計等に関するプロポーザル・企画競争

各省庁がばらばらに対策に取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組むこととなる。

など

地方公共団体等

責務

エネルギーの合理的かつ適切な使用等
環境配慮契約の推進

環境配慮契約の推進方針の作成等

情報の整理等

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析して、提供

公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による

省CO₂型の電力購入契約について

地球温暖化防止のための政府実行計画（平成19年3月閣議決定）

目標：政府の温室効果ガス排出量の**8%削減**（22～24年度の平均排出量 / 13年度比）

実績：17年度排出量は **-1.2%**。今後、**追加削減**が必要。

- 1.2%の内訳は、**電力使用に伴う排出 +4.7%**、それ以外 - 5.9%。

電力使用に伴う排出増加 <4.7%> の背景

内訳：電力使用量増 約3.7%、**排出係数悪化 1.0%（平均）**

排出係数の大きな電力を購入すると、電気代の支払いは減っても、増加するCO₂排出量を減らすための別の対策の実施が必要となり、全体ではかえって負担が増えるおそれ。

電力使用量の削減だけでなく、電力の購入（入札）方式の省CO₂化が必要

省CO₂型の電力購入契約の具体的方法（案）

- ・排出係数等の最低ラインの設定（裾切り）<より一層の活用>
- ・排出係数と価格の総合評価による方式（総合評価落札方式）<時間をかけて検討>

電気の購入に関する 裾切り方式と総合評価落札方式の相違点

裾切り方式

- ・電気事業者の排出係数等が一定以下であることを入札参加資格とするもの。
- ・入札参加資格をクリアした者のうちで、電気の価格が最低の者を、落札者として決定する。

総合評価落札方式

- ・電気事業者の価格と排出係数を総合評価して落札者を決定するもの。
- ・現在、政府の電気の購入に関する入札で実際に使用された例はない。

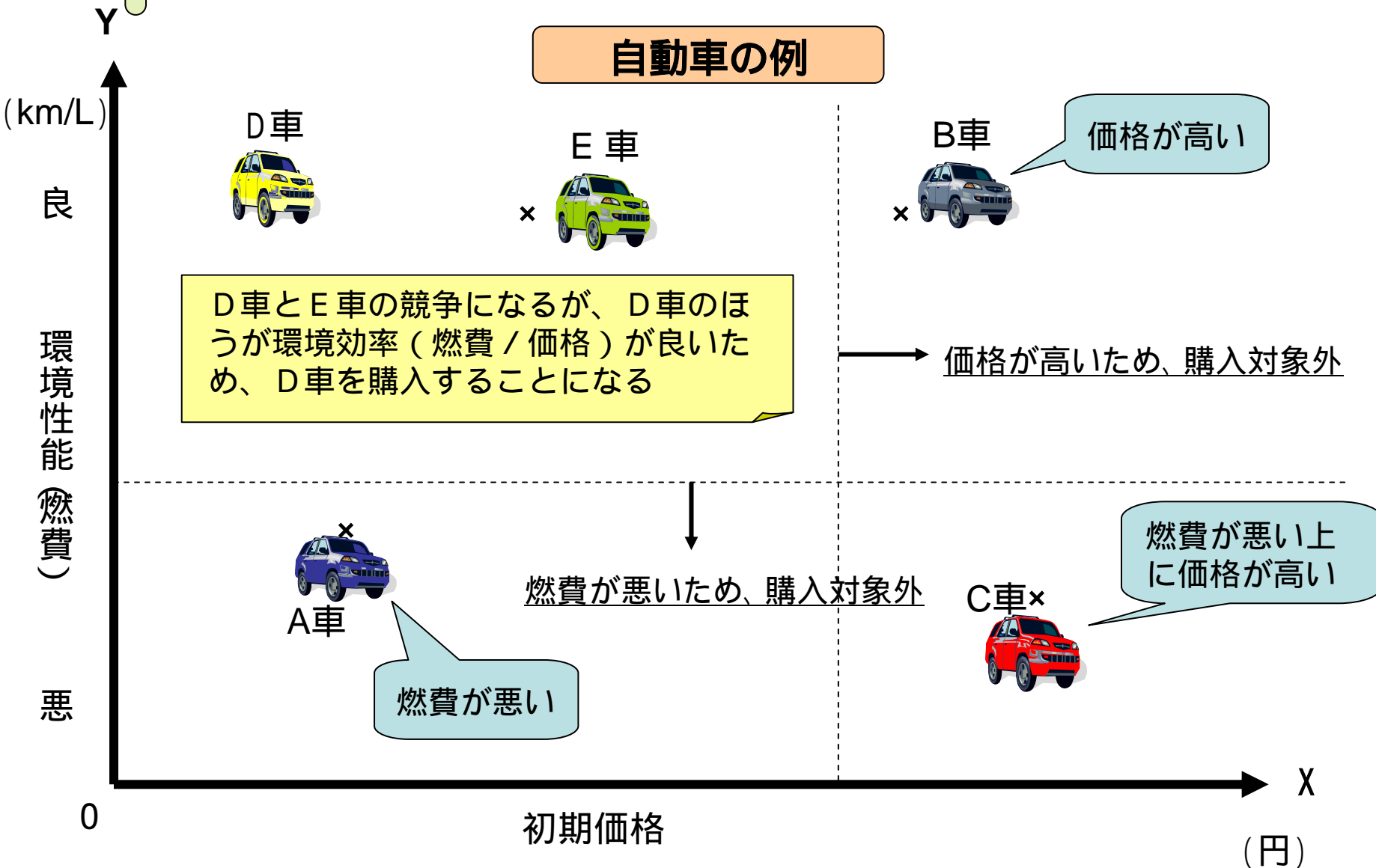
両者の相違点

- ・排出係数について、裾切り方式は入札参加資格として用いるが、総合評価落札方式は落札者の決定自体に用いる。
- ・電気の総合評価落札方式は裾切り方式と異なり、排出係数(温室効果ガス)の経済的価値を評価することになる。
- ・電気の裾切り方式は実際に使用された例があるが(合同庁舎第5号館など)、総合評価落札方式は例がない。

環境配慮契約法において、「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」を用いることとしている。また、排出係数等の実際の入札参加資格は、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに決定する。

環境性能を加味した物品の購入について

自動車の例

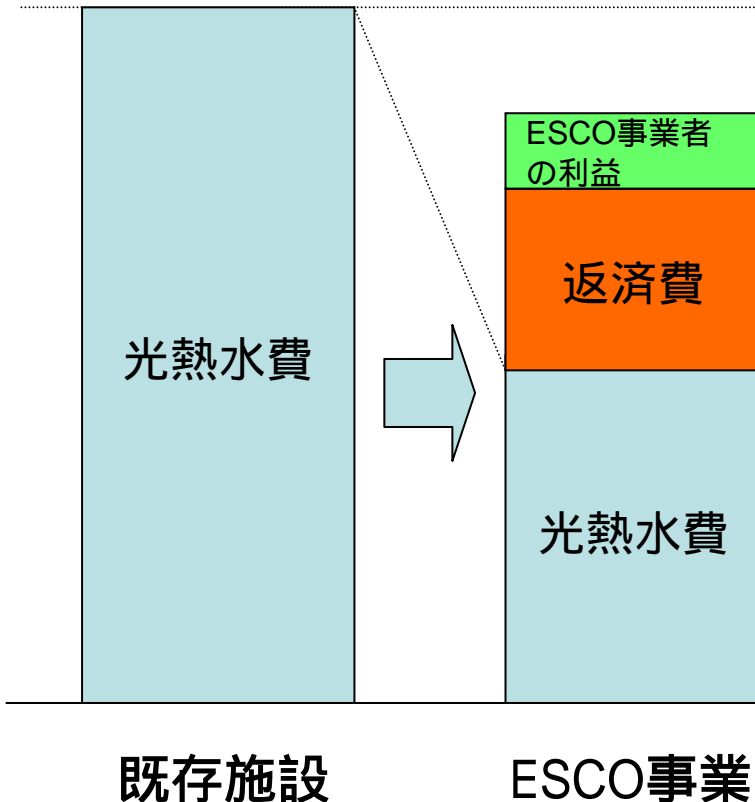


省エネルギー改修事業に関する契約について

(ESCO事業の有効活用)

財政法では、国の支出は原則5か年以内とされており、長期契約を前提とするESCO事業の推進が困難。

環境配慮契約法で、10年まで延長



ESCO事業者が資金調達し、独自の知恵を活かし、設備更新等による効率改善を行った時に発生した費用(金利含む)を契約期間で返済

長期契約を行う事で、大規模な設備更新ができ、高い効率改善と大きな費用節約ができることが利点

10年契約とすることで導入できる技術の例

ポンプやファンのインバータ化、熱源設備の最適制御 など

知恵を活かした設計によるCO2削減効果

山梨県環境科学研究所では、生涯排出CO2を30%削減

- 設計監理
- 新築工事
- 建替工事
- 修繕
- 改修工事
- 維持管理
- エネルギー
- 廃棄処分
- フロン漏洩

